

スライド条項における運用について

1. スライド条項の運用の詳細について

富士市ではスライド条項の運用については、「静岡県建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル」及び「静岡県建設工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」を準用しています。

2. スライド条項の請求について

スライド条項については、富士市建設工事請負契約約款の第25条に記載があります。（第1～4項は全体スライド、第5項は単品スライド、第6項はインフレスライド）

スライド条項の協議については、受注者からの請求により開始されます。資材の急激な高騰等が見込まれる場合は、速やかに発注課に相談してください。

3. 対象工事とする残工事日数について

マニュアル等では単品スライドの請求は完成期日の2ヶ月前までとしていますが、協議に要する期間としての目安であることから、残工事日数が2ヶ月未満であっても請求があった際には適用可能とします。

4. その他の主要資材について

対象資材の選定については県のマニュアル等にあるとおりですが、下水道工事における硬質塩化ビニル管や上水道工事における管材についても主要な資材として適用が考えられます。受発注者間での協議により適用となりますので、主要な資材として取り扱えるかを事前に確認してください。

5. 発注者・受注者への周知

スライド条項の適用は、富士市において実績がほとんどなく、発注者・受注者ともに知識が乏しいと考えられます。担当監督員のみでの判断ではなく、主任・総括監督員とも情報を共有し、適切に対処するよう指導をしております。

また、受注者においてもマニュアル等を確認してから、発注課との協議をお願いします。

6. その他

スライド条項の適用だけでなく、資材調達による工事遅延やそれに伴う経費についても、速やかに受発注者間における協議等を行ってください。